

利用時間区分 施設の名称		午前	午後	夜間	午前及び 午後	午後及び 夜間	全日
		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午後6時 ～午後10 時	午前9時 ～午後5 時	午後1時 ～午後10 時	午前9時 ～午後10 時
大ホール	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日	22,270	39,600	49,500	61,870	89,100	111,370
	その他の日	14,850	29,700	39,600	44,550	69,300	84,150
小ホール		6,600	8,250	9,900	14,850	18,150	24,750
大広間芙蓉		4,620	7,700	9,240	12,320	16,940	21,560
第20研修室		1,980	3,300	3,960	5,280	7,260	9,240
第21研修室		660	1,100	1,320	1,760	2,420	3,080
第22研修室		2,640	4,400	5,280	7,040	9,680	12,320
第23研修室		1,980	3,300	3,960	5,280	7,260	9,240
第30研修室		1,980	3,300	3,960	5,280	7,260	9,240
第31研修室		1,980	3,300	3,960	5,280	7,260	9,240
第32研修室		4,620	7,700	9,240	12,320	16,940	21,560
多目的和室		990	1,650	1,980	2,640	3,630	4,620
大広間飛翔		3,300	5,500	6,600	8,800	12,100	15,400
小和室		1回につき 5,500					
展示室		1日につき 9,900					
調理実習室		1回につき 11,000					
楽屋（1）		1回につき 2,750					
楽屋（2）		1回につき 2,750					
1階ロビー		1回につき 5,500					
2階ホワイエ		1回につき 3,300					
3階ラウンジ		1回につき 5,500					

備考

- 1 利用者が、入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、入場料等の額に段階があるときは、最高額をもって入場料等の額とする。
 - （１） 入場料等の額が1,100円以下の場合 3割
 - （２） 入場料等の額が1,100円を越える場合 5割
- 2 利用者が、営利を目的とした物品販売、展示会等で利用する場合の使用料は、基本使用料に5割を乗じて得た額を加算した額とする。
- 3 利用時間が、正午から午後1時までには及ぶ場合は午後、午後5時から午後6時までには及ぶ場合は夜間の基本使用料の1時間当たりの額を当該基本使用料に加算する。
- 4 冷暖房使用料は、基本使用料の3割に相当する額を別加算する。
- 5 利用時間の短縮による使用料は、減額しない。
- 6 使用料の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。